

石川県公報

平成 25 年 1 月 29 日

第 1 2 5 6 5 号 (火曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

告 示			
七尾市の区域内に新たに生じた土地の確認の届出 (地方課)	1	大規模小売店舗の新設の届出の公告 (経営支援課)	5
県道の供用の開始 (道路整備課)	1	大規模小売店舗の変更の届出の公告 (同)	6
土砂災害特別警戒区域の解除 (砂防課)	2	県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告 (農業基盤課)	6
石川県指定金融機関の名称及び所在地の一部改正 (出納室)	2	肥料登録公告 (農業安全課)	7
石川県指定金融機関の名称及び所在地の一部改正 (同)	2	二級建築士の免許の取消しの公告 (建築住宅課)	7
随意契約の相手方等 (教育委員会事務局)	2	木造建築士の免許の取消しの公告 (同)	7
公 告		選挙管理委員会	
政府調達に関する協定に係る入札公告 (管財課)	3	不在者投票ができる施設の指定	7
		不在者投票を取り扱うことのできる施設の名称の変更	8

告 示

石川県告示第32号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第9条の5第1項の規定により、七尾市長から同市の区域内に次のとおり新たに土地が生じたことを確認した旨の届出があった。

平成25年 1月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

位 置	面 積
能登島半浦町17部89の5、89の13、89の14、89の15、89の16、98の1の各地先公有水面埋立地	642.67m ²
大田町111部1、27の各地先公有水面埋立地	7,678.67m ²
江泊町水部81の1、84の1、92～95の各地先公有水面埋立地 江泊町口部5の3、水部81の1の区域に介在する水路、道路である国有地の地先公有水面埋立地 江泊町イ部17、27の1、27の2、28の1、28の2、31の1、口部1の2、2の2、3の2、4、5の2、5の3に各々隣接する海浜である国有地の地先公有水面埋立地 江泊町イ部17、27の1の区域に介在する道路、水路である国有地に隣接する海浜である国有地の地先公有水面埋立地 江泊町イ部31の1、口部1の2の区域に介在する水路である国有地に隣接する海浜である国有地の地先公有水面埋立地	2,490.19m ²

石川県告示第33号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、平成25年1月29日から同年2月13日まで縦覧に供する。

平成25年 1月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
七尾輪島線	鳳珠郡穴水町字川島イ5番1地先から 鳳珠郡穴水町字川島イ14番2地先まで	平成 25 年 1 月 31 日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課

石川県告示第34号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第8項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり解除する。

平成25年1月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

県央土木総合事務所管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	解除事項
西荒屋2号	内灘町西荒屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	一部

（「次の図」は、省略し、その図面を石川県土木部砂防課並びに石川県県央土木総合事務所河川砂防課及び津幡土木事務所維持管理課に備え置いて縦覧に供する。）

石川県告示第35号

石川県指定金融機関の名称及び所在地（昭和39年石川県告示第192号）の一部を次のように改正し、平成25年1月31日から施行する。

平成25年1月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

表の株式会社北国銀行和倉支店の項から株式会社北国銀行中島支店の項までを次のように改める。

和	株式会社北国銀行和倉支店	七尾市和倉町	田鶴浜高等学校
田	株式会社北国銀行田鶴浜支店	七尾市田鶴浜町	
中	株式会社北国銀行中島支店	七尾市中島町中島	北部家畜保健衛生所

石川県告示第36号

石川県指定金融機関の名称及び所在地（昭和39年石川県告示第192号）の一部を次のように改正し、平成25年2月16日から施行する。

平成25年1月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

表の株式会社北国銀行田鶴浜支店の項を削る。

石川県告示第37号

WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり随意契約の相手方等について告示する。

平成25年1月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 随意契約に係る物品等の名称、数量及び調達方法
石川県立図書館システム機器 一式 借上げ
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県立図書館
金沢市本多町3丁目2番15号

- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成24年9月18日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
N T Tファイナンス株式会社
東京都港区芝浦一丁目2番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
51,004,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定に該当するため

公 告

政府調達に関する協定に係る入札公告

次のとおりW T O（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける一般競争入札を実施する。

平成25年1月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

ポケット線量計ほか4件 仕様書のとおり

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成25年3月29日

(4) 納入場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成24年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成24年石川県告示第172号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴

力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、当該調達物品を確実に納入できることを証明する書類を平成25年2月26日(火)までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒920 - 8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076 - 225 - 1262

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

平成25年3月11日(月)午前11時(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

平成25年3月11日(月)午後1時30分 石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Pocket Dosimeter and other 4 kinds

(2) Delivery date

By 29 March 2013

(3) Delivery place

To be specified later

(4) Time limit of tender

11:00 a.m. 11 March 2013

(5) Contact point for the notice

Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920 - 8580 Japan TEL (076) 225 - 1262

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

平成25年1月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

100満ボルト七尾店

七尾市古府町か6番ほか26筆

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋 恒夫

福井県福井市新保町2字3番

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋 恒夫

福井県福井市新保町2字3番

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成25年9月23日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,990平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

82台

(2) 駐輪場の収容台数

20台

(3) 荷さばき施設の面積

50平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

46立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時から午後9時(年間14日間は、翌午前0時)まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後9時30分(年間14日間は、翌午前0時30分)まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

7箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前7時30分から午後8時まで

7 届出年月日

平成25年1月22日

8 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び七尾市産業部産業振興課

9 届出等の縦覧期間

平成25年1月29日から同年5月29日まで

10 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先

平成25年5月29日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

平成25年1月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターロッキー七尾店
七尾市古府町か11番ほか36筆

2 変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 3箇所
(変更後) 5箇所

3 変更する年月日

平成25年8月20日

4 変更する理由

隣接地において設置予定の100満ポルト七尾店と駐車場を共用使用することに伴い、来店客の利便性を向上させるため

5 届出年月日

平成25年1月22日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び七尾市産業部産業振興課

7 届出等の縦覧期間

平成25年1月29日から同年5月29日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先

平成25年5月29日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を平成25年1月30日から同年2月28日まで縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による異議申立てに対する決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定により、県を被告として（県を代表する者は、知事となる。）、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、当該決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

平成25年1月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
郷用水第2地区	用排水施設整備事業	県営土地改良事業変更計画書の写し	白山市農業振興課及び野々市市産業振興課

肥料登録公告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

平成25年1月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	その他の規格	生産業者の名称及び住所	登録の有効期限
石川県第213号	加工家きんふん肥料	レア・ゴールド	窒素全量 2.5% りん酸全量 2.5% 加里全量 1.0%	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	イセファーム東北株式会社 宮城県加美郡色麻町黒沢字切付7番地の10	平成31年1月20日

二級建築士の免許の取消しの公告

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消した。

平成25年1月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

取消しをした年月日	氏名	登録番号	取消しの理由
平成24年10月2日	坂下久造	第3283号	法第9条第1項第2号該当（死亡の届出）
平成24年11月13日	今村利治	第2504号	〃
平成24年11月16日	林弘司	第4024号	〃

木造建築士の免許の取消しの公告

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、次のとおり木造建築士の免許を取り消した。

平成25年1月29日

石川県知事 谷 本 正 憲

取消しをした年月日	氏名	登録番号	取消しの理由
平成24年10月24日	中谷輝雄	第18号	法第9条第1項第2号該当（死亡の届出）

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第3号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により不在者投票を取り扱うことのできる施設として、次のとおり指定した。

平成25年1月29日

石川県選挙管理委員会

名 称	所 在 地
ケアハウス剣崎	白山市剣崎町1488番地
キラッと白山	白山市美川和波町カ1 - 3
小規模特別養護老人ホーム キラッと美川	白山市美川和波町ワ76番地2
まほるば四十万	金沢市四十万三丁目288番地

石川県選挙管理委員会告示第4号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により不在者投票を取り扱うことのできる施設について、名称を変更した旨の届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年1月29日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

	名 称	所 在 地
新	加賀温泉ケアセンター	加賀市直下町ヲ91番地
旧	医療法人社団 慈豊会 加賀温泉病院	